別紙３

★★★★「入学検定料」の納付方法の変更に関するＱ＆Ａ（修正版）★★★★

Q1　入学検定料を複数人分まとめて納付することはできますか。
A1　できません。受検者（保護者）が1人分ずつ納付してください。また、納付完了通知書や鹿児島県納入通知書兼領収証書も1人分ずつ願書に添付して提出してください。

Q2　入学検定料の納付期限はありますか。
A2　11月に納付を開始します。「電子申請システムによるオンライン納付」については、出願期間に間に合うよう余裕をもって、手続きをしてください。なお、「納入通知書による納付」については、納付書の送付まで時間がかかるため、電子申請の期限を設定します（鹿児島県のホームページに掲載します）。早めに手続きをしてください。

Q3　電子申請システムはどこからアクセスできますか。
A3　鹿児島県のホームページからアクセスできます。令和9年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱と併せて、電子申請システムのURL及び二次元コードを、鹿児島県のホームページに掲載します。



Q4　オンライン納付はクレジットカード決済とありますが、電子決済（PayPayやPay-easy等）は利用できますか。
A4　利用できません。クレジットカードのみ利用できます。

Q5「やむを得ない理由によりオンライン納付を利用できない場合」とは、どのような場合ですか。
A5　クレジットカードを所有していない場合や通信環境等の事情によりオンライン納付が困難な場合を想定しています。

Q6　入学検定料を納付後に、県立高校の受検を取りやめた場合、入学検定料は払い戻してもらえますか。
A6　納付後は理由にかかわらず、払い戻すことはできません。（鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例第14条）

Q7　入学検定料の納付が出願期間に間に合わない可能性がある場合は、どうすればよいですか。
A7　中学校を通じて鹿児島県教育庁高校教育課（099-286-5291）に御相談ください。

Q8　オンライン納付の場合、納付完了通知書を願書にどのように添付すればよいですか。
A8　電子申請システムにより申請を行い、クレジットカード決済により入学検定料を納付した後、納付完了通知書を出力できます（詳細は電子申請システム（オンライン納付）マニュアルをご確認ください）。出力した納付完了通知書をそのまま願書とともに高校へ提出してください。

Q9　納入通知書による納付の場合、鹿児島県納入通知書兼領収証書を願書にどのように添付すればよいですか。
A9　令和9年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱に、入学検定料（鹿児島県納入通知書兼領収証書）貼付台紙をお示しします。台紙を出力し、鹿児島県納入通知書兼領収証書を貼付して願書とともに高校へ提出してください。

Q10　市立高等学校についても、同様の手続きが必要ですか。
A10　今回の入学検定料の納付方法の変更は、県立高等学校が対象です。市立高等学校については、各市立高等学校又は各市教育委員会へお問い合わせください。

Q11　電子申請システムで入力した志願校と実際の出願校が異なっても問題ありませんか。
A11　問題ありません。